

令和2年5月25日

保護者様

横浜市教育委員会
横浜市立蒔田中学校
校長 木藤 肇

6月1日以降の段階的な学校再開に向けたお知らせ

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。また、一斉臨時休業に際しても、保護者の皆様から多大なるご協力をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて、5月中に緊急事態宣言が解除された場合、横浜市立学校は6月1日より段階的に教育活動を再開します。本校でも感染拡大防止の措置を十分にとった上で再開できるよう、準備を進めているところです。つきましては、次の内容で段階的に再開する予定ですので、お知らせいたします。

なお、緊急事態宣言が5月中に解除されない場合（対象地域指定の継続）や新型コロナウイルスの市内の感染状況によっては、臨時休業等の措置を更に延長することも想定されます。その場合には、改めてお知らせします。

1 段階的な学校再開について

(1) 日程

- ・ 第一期 6月1日(月)～12日(金)
昼食なし、分散登校による少人数での半日程度の短時間授業
※ 今年度は、開港記念日の6月2日(火)も授業を行います。
- ・ 第二期 6月15日(月)～30日(火)
昼食あり、学級での全日での授業の開始
※ この期間、部活動等は実施しません。

(2) 再開にあたっての留意点

次の点に十分配慮した上で、教育活動を再開します。

- ・ こまめな換気の徹底
- ・ 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ・ 近距離での会話や大声での発声への配慮
- ・ 飛沫飛散防止のためのマスク着用
- ・ 手洗い等の励行を指導

など、保健管理や環境衛生に十分配慮した上で、教育活動を行います。

2 第一期の分散登校について

- 感染予防のため、再開にあたっては、学級を複数のグループに分ける分散登校とします。
- グループごとの在校は半日程度を上限とします。

次頁あり

○ 分散登校の仕方は、次のとおりとします。

<グループの分け方> 原則として出席番号順で分けます。変更がある場合は、該当するご家庭にご連絡いたします。

	1 学年	2 学年	3 学年
Aグループ	1～18	1～17	1～17
Bグループ	19～38	18～34	18～35

<登校時間帯> 1日ごとに午前と午後を交互にします。ただし、**個別支援級は毎日午前に授業を実施します。**

日	1	2	3	4	5	8	9	10	11	12
曜	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
午前	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
午後	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A

<午前・午後の時程> 午前・午後とも、35分授業を4時間行います。

	登校	1 校時	2 校時	3 校時	4 校時	下校
午前	08:40	08:55 ～09:30	09:35 ～10:10	10:20 ～10:55	11:00 ～11:35	11:45
午後	13:00	13:15 ～13:50	13:55 ～14:30	14:40 ～15:15	15:20 ～15:55	16:05

3 持ち物等について

- 上履き
- 筆記用具
- 健康観察カード
- ハンカチ・ティッシュ
- 水筒(第一期は自動販売機は利用できません)
- マスクを置く際の清潔なビニールや布等
- 臨時休業中の課題(取組途中で大丈夫です)
- ※ 服装は標準服または体操着(ジャージ)とします。また、**マスクの着用を徹底してください。**
- ※ 6月1日(月)は学活(1～3校時)と学習相談(4校時)です。
各教科の授業は2日(火)から開始します。

4 昼食について

中学校の昼食(ハマ弁を含む)は、第二期の6月15日(月)から開始します。

5 生徒の健康状態の把握について

学校再開にあたり、生徒の健康観察とご家庭での健康管理が重要となります。登校前に各家庭で健康観察を行い、体調不良(発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等)の場合は登校を見合わせてください。登校に際しては、健康状態を確認するため健康観察カードを登校時に持たせてください。

なお、登校後、生徒の発熱や体調不良を確認した場合、文部科学省から示されているとおり、帰宅措置を講じますので、ご承知おきください。

6 その他

- 感染拡大防止にあたっては、ご家庭の協力も不可欠です。免疫力を高めるためにも、十分に睡眠をとること、適度な運動を行うことや栄養バランスのとれた食事をとることを心がけて、規則正しい生活を送ることができるようお願いします。また、生徒の健康について気になることがある場合は、遠慮なく学校にご相談ください。
- 医療的ケアが日常的に必要なお子さんや基礎疾患のあるお子さんの保護者の方は、主治医等とご相談するなどし、登校のご判断をお願いします。医師との相談等により出席を見合わせる場合は、「出席をしなくてもよい日」となります。
- 第一期は個別支援学級(全学年)の生徒のうち、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合、「緊急受入れ」を実施します。なお、緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」であることをご理解ください。
- 7月以降の授業の実施や長期休業期間(夏季、冬季、学年末)の扱い等については、改めてお知らせします。